

後期高齢者医療制度 保険料一部改正のお知らせ(平成30年度)

平成29年4月1日から「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部改正等に伴い、後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例が引き続き見直されています。

今回の制度改正では、制度が発足したときから実施されている激変緩和措置として保険料軽減特例が、世代間・世代内の負担の公平化を図り後期高齢者医療制度の持続性を高めるために、被保険者のみなさんの負担能力に応じた負担を求める観点から今年度も引き続き見直されているものです。

● 保険料の計算方法

全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者が個々に納めます。保険料率は県内すべての市町で同じです。

保険料の計算の基となる「均等割額」と「所得割額」は、平成29年度と同じです。なお、個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額 } 47,300\text{円} + \text{所得割額}$$

$$\text{所得割額} = \text{基礎控除後の総所得金額等} \times \text{所得割率 } 9.26\%$$

● 保険料の軽減

均等割額の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

【平成30年度から5割軽減と2割軽減の判定基準が緩和されました。】

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定します。

※65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

※**保険料の上限額は、57万円から62万円に変更されました。**

軽減割合	総所得金額等の合計額が下記に該当する世帯
9割	33万円以下で被保険者全員が 年金収入80万円以下(その他所得がない場合)
8.5割	33万円以下で9割軽減に該当しない
5割	33万円+(27.5万円(★1)×世帯の被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円(★2)×世帯の被保険者)以下

★1 27万円から27.5万円に変更 ★2 49万円から50万円に変更

■ 所得割額の軽減

総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が**2割軽減**(特例の軽減措置)が適用されていましたが、平成30年度から本来の軽減措置に戻します。

■ 被扶養者であった方の軽減

被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、**均等割額が5割軽減(★3)**されます。**★3 7割軽減から5割軽減に変更**

なお、世帯の所得が低い元被扶養者の方には、「均等割」の軽減措置(世帯の所得によって、8.5割軽減または9割軽減)の対象となる方もいます。

【納付について】

仮徴収(公的年金からの引き落とし)の対象の方

平成30年4月の公的年金からの引き落とし額(いわゆる天引き)は、平成30年2月引き落とし分と同額になります。ただし、(平成30年2月に引き落としされていない方)につきましては、平成28年中の所得を基に仮計算された保険料の1/6相当の額が引き落としされます。さらに、平成30年度の保険料額が確定後、10月以降の引き落とし分で残りの保険料額の調整が行われます。

仮徴収の対象外の方

平成30年6月に保険料が確定後、平成30年7月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、公的年金からの引き落とし(いわゆる天引き)に移行できる方については、10月からの引き落としが始まります。

※保険料の納付方法が公的年金からの引き落としの方で、口座振替による納付に変更をご希望の方は、市町担当窓口までお申し出ください。なお、公的年金からの引き落としから納付書による保険料の納付への変更はできません。

被保険者のみなさんには、ご負担をお掛けしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

【問】香川県後期高齢者医療広域連合 ☎(087)811-1866 国保・健康課 ☎(0879)52-2514

後期高齢者医療制度からのお知らせ

平成30年3月31日まで に亡くなられた被保険者	平成30年4月1日以降に 亡くなられた被保険者
支給金額 5万円	支給金額 3万円

葬祭費の支給金額が変わります。

平成30年4月1日から葬祭費の支給金額を見直し、5万円から3万円に改定します。

【問】香川県後期高齢者医療広域連合 ☎(087)811-1866